

てんかん地域診療連携体制整備事業 2021 年度報告に寄せて

世界保健機関(WHO)は 2015 年総会でてんかんを重点課題の 1 つとしました。昨年にはてんかんに対する行動指針が採択され、本年の WHO 総会では世界各国がてんかんを保健医療の課題に掲げ、その推進状況を報告する 10 年計画が採択される予定です。WHO では特に発展途上国における treatment gap の解消を大きな目標に掲げていますが、受けられるはずの治療が受けられない treatment gap の問題は、発展途上国だけでなく、日本国内にも存在しています。適切な抗てんかん薬治療や外科治療へのアクセスは言うまでもなく、てんかんや非てんかんの適切な診断や包括的なてんかんケアまで含めると、改善すべき課題はまだ残されています。

一般社団法人日本てんかん学会は、これまでアカデミアの枠を超えてこのような問題に取り組んできたところですが、2015 年度にモデル事業から開始された厚生労働省補助金事業「てんかん地域診療連携体制整備事業」は政策医療からのアプローチであり、日本国内のてんかん診療のレベルアップと均霑化の実現に向けて、さらに実効性を高める取り組みと言えます。貴事業が継続的に遂行されることは、日本てんかん学会にとっても大変喜ばしいことです。

さらに、患者さんの会である公益社団法人日本てんかん協会や 2013 年設立の任意団体の全国てんかんセンター協議会を含め、複数の団体や事業体が同じ目的に向かって活動しています。特にいわゆる「てんかんセンター」の認定についてはややわかりにくいところもありましたが、ここ数年で役割分担が明確になってきました。「てんかん地域診療連携体制整備事業」の定める「てんかん支援拠点病院」はてんかんに関する医療施策を進めるために、拠点となる病院を各都道府県に 1 つ選定し、その都道府県における連携の中心になってもらうというものです。また、全国てんかんセンター協議会では特にコメディカル間での情報交換や教育研修の推進を担います。

一方、日本てんかん学会では専門医の研修や認定、専門研修施設の認定に加え、2021 年から包括的てんかん専門医療施設の認定を開始しました。これは各都道府県 1 施設に限定することなく、純粋に診療の内容で認定を行うものです。また、てんかんの診療は日本てんかん学会専門医のみで完遂できるものではありませんので、今後、てんかん診療に関わる諸学会とも連携しながら、さらに広い範囲でてんかん診療の質を担保するような枠組み作りにも着手したところです。

てんかん医療のさらなる向上は、複数のアプローチが密接に連携してこそ実現可能となるものです。その重要な一翼を担う貴事業におかれましては、今後も持続的に発展されますよう祈念申し上げます。

日本てんかん学会理事長 川合謙介